

# 事前評価書

|      |    |
|------|----|
| 年度   | R6 |
| 整理番号 |    |

|             |            |                                                                                                                                                                   |      |     |
|-------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----|
| 事業名・路線名等    |            | (単)道路改良事業 主要地方道 坂ノ市中戸次線                                                                                                                                           | 事業主体 | 大分県 |
| 所在地         |            | 大分市大字 <sup>サト</sup> 里                                                                                                                                             |      |     |
| 事業概要        | 事業の目的      | 通学路における交差点の改良により、安心安全な通行空間を確保する。                                                                                                                                  |      |     |
|             | 事業内容       | 【計画延長・幅員】 L=150m(現拡)、W=6.0(12.4)m<br>【道路区分】 第4種第2級 【設計速度】 V=40km/h 【計画交通量】 8,246台/日 (R25)<br>【現況幅員・交通量】 W=6.25m(12.4m) 交通量 9,392台/日(R3)<br>【重要構造物】 特になし           |      |     |
|             | 事業費        | C=210百万円                                                                                                                                                          |      |     |
| 事業の実施計画     | 完成予定年      | 着手から4年(令和10年度)                                                                                                                                                    |      |     |
|             | 事業段階毎の実施計画 | 1年目 用地測量、建物調査、関係機関との協議<br>2年目 用地買収、建物補償<br>3年目 道路工事<br>4年目 道路工事 完成予定                                                                                              |      |     |
| 事業の必要性      | 必要性・緊急性    | ・通学路に指定されているが歩道が狭小であり、歩行者・自転車が車道にはみ出しており、車両に接触する恐れがある危険な状況である。                                                                                                    |      |     |
|             | 整備効果       | ・歩道、車道の整備により、歩行者や自転車の通行空間を確保し、安全性の向上を図る。また、左折車線の付加により、交通渋滞を軽減し、追突事故等の低減を図る。                                                                                       |      |     |
| 事業手法・工法の妥当性 | 費用対効果分析    | ・交通安全事業のため費用便益比の算出は困難であり、現状の事故発生状況、道路利用状況、交通の状況等から総合的に判断する。                                                                                                       |      |     |
|             | 工法の妥当性     | ・現道拡幅による歩道等の整備であり、道路敷を極力活用した計画としている。                                                                                                                              |      |     |
|             | コスト縮減      | ・アスファルト舗装材・砕石路盤材は再生材を使用。<br>・家屋の移転補償対象棟数を最小化できるよう計画した。                                                                                                            |      |     |
|             | 環境等への配慮    | ・現道拡幅かつ切盛も少なく、地形改変による影響は少ない。<br>・発生残土は優先して他の公共事業へ流用予定                                                                                                             |      |     |
| 事業実施環境      | 事業の実効性     | ・H29、R2に地元より要望書の提出およびH30に策定された「坂ノ市地区まちづくりビジョン」により整備要望がなされており、地元の協力体制は整っている。<br>・R3.3に大分市が改訂した「大分市都市計画マスタープラン(坂ノ市地区)」において整備の促進が明記されている。<br>・用地補償関係者からの事業同意は得られている。 |      |     |
|             | 事業の成立性     | ・社会資本整備総合交付金要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合<br>・道路法第15条に基づき事業を実施                                                                                                          |      |     |
|             | 事業の特殊性     | ・施工時期、期間の制限はなし。<br>・現道拡幅であり、特殊な工法もなく、技術的難易度は特になし。                                                                                                                 |      |     |
| 対応方針        |            | ・以上のとおり事業の必要性が認められることから、本事業を実施したい。                                                                                                                                |      |     |

